

名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造・階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼損面積 延 面 積)	死 傷 者
千日デパート	複合用途	昭和47年5月13日 出火22時27分ころ 覚知22時40分 覚知別報知電話 鎮火15日17時30分	耐火 建 3,770 m ² 延 25,923 m ²	全・部・小 8,763 m ² (34%)	死者 118名 傷者 81名 (27)
大阪市南区難波 新地3番町1	(16)イ				

I 火災概要

① 概 要	この火災は、雑居ビルとして戦前戦後を通じて最大規模の火災であり、雑居ビル特有の管理権原が異なるがために惨事をもたらしたものと言える。この火災を契機に複合用途を中心とした防火対象物に対する防火管理等のソフト面と消防用設備等のハード面の防火規制が強化されることになった。						
	階	床 面 積	焼損床面積	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等
② 階 別 状 況	PH3	134					屋内階段 (B1~7F) 消
	PH2	156					内
	PH1	200		売 場			自
	7	1,780		プレイタウン	181	118	非放送
	6	3,350		ゲームコーナー 元千日劇場	6		誘
	5	2,049		売場(均一ストア)			SP
	4	3,520	2,353	売場(ニチイ)	2		元千日劇場舞台部
③ 出 火 場 所	③	3,665	3,218	"	7		(4・6Fは) (2箇所)
	2	3,439.6	3,192	売 場			
	1	3,770.21		売場, 保安室	14		
	B1	3,860.0		飲食店, 機械室	2		
	合計	25,923.81	8,763		212	118	
	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) 3階売場内(婦人服売場付近)から出火 3階では電気工事のため作業中であった。				④ 出 火 原 因	出火場所となった3階店舗内の改装工事を監督していたBがたばこを吸いながら店内を歩き回っていた模様で、失火による疑いが濃厚である。しかし、Bの行動が正確に判明しておらず、たばこの火あるいはマッチのすり軸によるものかは困難である。	

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	(出火部位) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3階売場内</div><div style="margin: 0 10px;">→</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">陳列されている衣料品等に着火拡大する</div><div style="margin: 0 10px;">→</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">売場中央部のエスカレーターの開口部から4階及び2階に延焼拡大</div></div>	(出火部の拡大)	(他階の拡大)			
	3階売場で発生した火災は、火勢が盛んとなり、防火シャッターが開放されたままのエスカレーターの開口部から4階及び2階に延焼拡大したが、5階に至ってエスカレーター部分の水平防火区画の効果と、消防隊による制圧行動により延焼を阻止したものである。					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼拡大した主な理由 <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火階の中央部に2箇所エスカレーターがあり、出火時、防火シャッターが開放されたままになっていたため、急速に上下階に延焼することになった。 ○ 出火場所は大量の衣料品が陳列されており、また、店内の装飾が多いなどから、濃煙、熱気が生じ、消防隊の内部進入、消火が困難であった。 ○ 煙の伝播経路 <ul style="list-style-type: none"> 火災の拡大に伴い、発生した多量の煙は初期において、空調リターンダクト・エレベーターシャフトから、さらには下階段、便所排気口、E階段から7階プレイヤウンに流出充満していった。 						
<h2>II 火災建物概要</h2>						
① 建 築	<p>着工・竣工又は主たる改築等 (竣工) 昭和7年10月 日 (大阪歌舞伎座) (改築) 昭和33年 月 日</p>					
管 理 状 況	② 積 穴 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況				
	階 段 <input type="checkbox"/> ダクトスペース <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> パイプシャフト <input type="checkbox"/> エスカレータ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理者は選任され届出されている。 ○ 消防計画も届出されている。 ○ 自衛消防訓練の実施状況 千日デパート関係では、昭和38年以降 延16回、プレイヤウンでは昭和42年以降 延7回実施している。 ○ 共同防火管理体制はとられていないかった。 				
	④ 防 火 区 画 等	⑤ 消 防 用 設 備 等				
売場内が防火シャッターにより区画されているが、電気工事作業に伴い、閉店後も開放のままであった。		消防用設備等は、一応適法に設置されではいたが、維持管理について注意力を欠き、十分とはいえないかった。				

III 火災後の行動

① 発見状況	<ul style="list-style-type: none"> ○発見者 (電気工事会社の社員) ○発見の動機 (ガラスの破れる音で火煙を発見) ○発見後の行動 ('火事だ' と叫ぶ付近の者に知らせる) 		
	<p>当日、千日デパートで電気工事をしていた工事会社の社員Aが 22時30分ごろ、3階婦人肌着売場の通路で作業中「バリ、バリ」とガラスが破れる音がしたので、東の方を見ると赤黒い炎を見たので「火事だ」と呼び、同僚4人と付近の消火器をさがしながら、工事監督者Bに知らせた。監督Bは西側正面階段付近の火災報知機のボタンを押し、1階保安室に向けて「火事や」と3回怒鳴った。</p>		
② 通報状況	<p>通報した <input checked="" type="checkbox"/> (保安係長が通報) <input type="checkbox"/> しない</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1階保安室にいた保安係長Cは、22時34分頃、自動火災報知設備の受信機により、3階に火災が発生したことを知り、保安係員2名を確認に出向させた後に、保安室の電話で通報した。 ○ 7階のブレイタウンへは、何の通報連絡も行っていないし、また、ブレイタウンからも保安室へ煙発生等の異状についての問い合わせなど行われていない。 		
③ 初期消火状況	<p><input checked="" type="radio"/> 消火した</p>	<p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消火時期 <input checked="" type="checkbox"/> ○ 消火困難性 <input type="checkbox"/> ○ 消火方法 <input checked="" type="checkbox"/> 	<p>(理由又は状況)</p> <p>出火階（3階）における電気工事人はもちろん、7階ブレイタウン従業員及び保安係員も初期消火に着手又は初期消火のための行動を起こしたが、いずれも時期を失したり、煙に向って放水、又は、放射したに止まり効果はほとんどなかった。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 消火しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火時期 <input type="checkbox"/> ○ 消火困難性 <input type="checkbox"/> ○ 消火方法 <input type="checkbox"/> ○ その他 <input type="checkbox"/> 	
④ 消火活動概要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災現場付近は群衆と不法駐車により、梯子車の初期行動が阻害され、部署選定が困難であった。 ○ 要救助者検索のための屋内進入に当って、燃焼階は無論のこと上層階は濃煙のため視界がきかず、呼吸が困難となり猛烈な熱気のため断念せざるをえなかった。 		

	避 難 方 法	避 難 上 支 障 事 項																
⑤ 避 難 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ○階段を利用 <input checked="" type="checkbox"/> (2 人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input checked="" type="checkbox"/> (1 人) ○避難器具を利用 <input checked="" type="checkbox"/> (8 人) ○窓、開口部から直接地上へ <input checked="" type="checkbox"/> (3 人) ○救 助 <input checked="" type="checkbox"/> (50 人) ○その他()□(人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無 窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置) ○停 電 <input checked="" type="checkbox"/> ○その他 <input checked="" type="checkbox"/> (濃 煙) 																
		7階プレイタウンには、3階出火の情報が伝達されておらず、このため、プレイタウン事務所前廊下のリターンダクト口からの煙噴出、さらにカウンター横の専用エレベーターから煙が流出して、始めて火災を認知しているため、出火後15~20分もおくれて避難行動に移っている。加えてその避難誘導が不適切で、唯一の避難可能な階段であったバルコニー付階段（B階段）からの脱出者は、わずか2名に過ぎず、熱と煙に追われ窓から脱出を図りとび降りた者、屋内に留まり窒息死した者等多くの犠牲者を出した。梯子車による救出は50名と目覚しい効果をあげた。7階の生存者は63名であった。 (別記参照)																
⑥ 死 者 の 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">健康人 118名</td> <td style="padding: 2px;">避難上支障となった事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(泥酔者 名)</td> <td style="padding: 2px;">○無 窓 <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">要保護者 名</td> <td style="padding: 2px;">○開口部の格子等 <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">〔乳幼児 名〕</td> <td style="padding: 2px;">○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高齢者 名</td> <td style="padding: 2px;">○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">身体不 名</td> <td style="padding: 2px;">○停 電 <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自由者 名</td> <td style="padding: 2px;">○その他 <input checked="" type="checkbox"/> (濃 煙)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">〔病 人 名〕</td> <td></td> </tr> </table>	健康人 118名	避難上支障となった事項	(泥酔者 名)	○無 窓 <input type="checkbox"/>	要保護者 名	○開口部の格子等 <input type="checkbox"/>	〔乳幼児 名〕	○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/>	高齢者 名	○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置)	身体不 名	○停 電 <input checked="" type="checkbox"/>	自由者 名	○その他 <input checked="" type="checkbox"/> (濃 煙)	〔病 人 名〕		
健康人 118名	避難上支障となった事項																	
(泥酔者 名)	○無 窓 <input type="checkbox"/>																	
要保護者 名	○開口部の格子等 <input type="checkbox"/>																	
〔乳幼児 名〕	○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/>																	
高齢者 名	○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良、機能不良、未設置)																	
身体不 名	○停 電 <input checked="" type="checkbox"/>																	
自由者 名	○その他 <input checked="" type="checkbox"/> (濃 煙)																	
〔病 人 名〕																		
		死亡した118名のうち、客席内には客1名のみ（酩酊したまま死亡したものと思われる）居ただけで、最も死者の多かったのは、ホール部分で26名、これはパニック状態により右往左往した結果、集団的に折り重なって死亡したものと推察される。次に多かったのは、元千日劇場と区分された壁体部分で、25名の死者を数えたが、これは区分された壁体を破ろうとしたのかも知れない。窓側の死者はいずれも屋外への脱出を目的としているが、救助を待たず遂に死亡したものと考えられる。																
IV 問題点・教訓等																		
別記のとおり																		

別記

1. プレイタウンからの避難救出人員内訳

事 項		性 別	男	女	計
出火時のブレイタン滞在者(推定)		95	86	181	
死 者	7 階 で の 死 者	42	54	96	
	飛 降 り に よ る 死 者	6	16	22	
	合 计	48	70	118	
生 存 者	自 力 脱 出	エレベーター		1	1
	B 階 段		2	2	
	飛 降 り	2		2	
	救 助 袋	3	2	5	
	小 計	5	5	10	
	はしご車による救助	南	2	2	
	東	5	3	8	
	西	6	4	10	
	阿 倍 野	18	2	20	
	北	10		10	
サルベージシートによる救助		39	11	50	
合 计		46	17	63	

2. 問題点、教訓等

(1) 問題点

ア 古い複合用途ビル(雑居ビル)

昭和7年に建築され、その後数回に渡って内部の模様替えが行われ、しかもビルは地階～5階が貸店舗、6階が遊技場、劇場（ボーリング場に改装中）7階キャバレーなど、合計176店が共存する典型的な古い混在ビルである。さらに営業時間も業種によって昼夜の別が著しく防火管理体制上に一貫性を欠いた。

イ 既存遡及（不適格ビル）

千日デパートの前身大阪歌舞伎座時代は消防法、建築基準法もなくその後の改築に際しても、法令規制は一部を除いて適用されない。スプリンクラー、自動火災報知設備など当然設置されなければならぬ

い現用途でありながら違法ではない不適格ビルである。

ウ 通報、避難誘導、施錠（情報しゃ断）

出火を知った保安室から、各階への通報がなく情報伝達はゼロ、また7階の責任者も異臭を確めるべき行動もゼロ、お互に何の連絡もなくただ混乱するのみ、出火してから保安室へは7分、保安室から消防局へは6分、最先到着の消防隊までは実に17分を要している。

7階で181人が、動物的感覚で異常に気がつき我先に逃げようと大混乱したときは、煙は一拳に拡大する時機になった。一部の従業員が誘導した個所は4月末から閉鎖したところや施錠されていて開かずの扉、あるいは使い方を誤った救助袋など、皮肉にも鍵のない特別避難階段は従業員とホステス2名が利用したのみ。

エ 濃煙、熱気（煙、ガスの密室）

3階から出火し2・4の上、下階が延焼したのはエスカレーターシャッターを開放したままのため、煙とガスは3・4・7階を結ぶ排気ダクトを伝わって火点の3階で吸いこみ最上階の7階排出口から噴き出した。さらに3階シャッターが開いていたらせん階段とエレベーターシャフトの逃げる方向となる3箇所から煙、ガスが噴き出し、視界は妨げられ、たちまち煙、ガスの密室となった。

その後の調査で排気ダクト内のダンパー（しゃへい板）は付いていたが老朽して作動していないことがわかった。

オ 形だけの防火管理

共同防火管理はかけ声だけ、同じ棟にいても7階は別保安体制をとっている。消防計画は内部改装以前の昭和38年製、消防訓練は特定の顔ぶれだけでお付合程度、消防用設備等の保守は救助袋のみ。

(2) 死者の発生素因

118名の死者を出した最大の要因は、防火管理の不備の一語につきるものであるが、その細部について総合的に判断すると次の事項が考えられる。

ア 内部の出火通報連絡がなかった

出火時千日デパート保安係員は、消防局に火災の通報を行ったものの、7階関係者に対して、火災である旨の通報を全然しなかった為、7階の客及びホステスのほとんどは、ダクト、エレベーターシャフト等からの噴煙により始めて異常に気付いた状態で、客に対する早期避難等の措置が行われず、停電と一緒にパニック状態を呈したものと思われる。

このことについては、複合用途対象物で相互に非常通報についての連絡方法が不明確であったことを起因するものである。

イ 避難誘導の不適

7階プレイヤタウンの防火管理者であった支配人を始め、ボイ長等の主たる従業員のほとんどが、火

災の発生を知ってからも非常出口の開放等組織的な一貫した避難誘導を行った形跡は、関係者の供述にもほとんど聞かれず、レジで行った緊急放送についても大半の客が気付いていない状態でそれも単に「落ち付いて下さい」と言うだけで、何ら具体的な避難方法等を客に知らせておらず、そのうちに停電して大混乱を呈し、必死に窓側に避難した者でも、猛煙に耐えきれずに、22名が路上に飛び降りた。

ウ 非常階段扉が施錠してあった。

7階昇降エレベーター横のA、更衣室横のE避難階段及び北側直通階段F扉は出火時施錠又は閉鎖されており、鍵は事務所に保管されていたが持ち出されておらず、クローカー後のB階段は施錠されていなかったが、前面にカーテンが張られ、その所在が判らない状態にしていた。そのためわずか2名の従業員のみがB階段から避難したに留まり、F階段のシャッターを上げ屋上へ脱出しようとした人々も屋上出口が閉鎖されていたために引返さざるを得なかった。

エ 救助袋の使用を誤った

客席東南隅に設けられていた救助袋の使用方法が不適（取付支持枠が完全に起こされていないため、降下入口がなく袋上を滑った）であったため、折角脱出に成功しながら途中で力つきで転落したものが数多くあり、これの適正な使用が行われていたとすれば、相当数の人々が脱出し得たと考えられ操作の誤まりが悔やまる。

オ 煙（有毒ガス）の噴出が激しかった

前述のとおり7階には通報連絡がされていないため、人々が火災に気付いた時点では相当の煙が客席に流入していることが予測され、加えて屋上階段が閉鎖されているため、煙の排出先がなく、最上階である7階にこもり、その後階下のフラッシュオーバーと一緒に猛煙が客席にたちこめ、各窓からの噴煙も猛烈を極め外部からの救出作業も相当阻害された。

（3）教訓

ア 避難誘導の周知徹底と自衛消防訓練の実施

早期通報、初期消火、安全避難は火災時の三大原則であるが、本火災においては、このいずれにおいても難点が見られ、大惨事を招く要因となっているが、特に避難に対する配慮があらゆる点で空回転していることが直接的原因となっている。単に机上の計画だけでは決して済むものでないことを実証したとも言える。

綿密周到な計画と体験的訓練によって徹底した周知方策を講じない限り、再びこの轍を踏むことが考えられる。

この事件を契機に防火管理業務を通じて防火対象物における権原者をはじめ、全従業員が防火管理者を中心とした実質的な管理体制を確立するとともに、消防機関自身の行政のあり方などを含めて体质改善を図り、安全への意識、経済投資をしなければならない時機と考える。

イ 複合用途ビルにおける共同防火管理の強化

多様な用途の混在するこの種防火対象物にあっては、これまで幾つかの火災事例、査察結果から問題視され、共同防火管理制度の法制化、その他の規制や指導がなされてきたところである。

しかし、現実には施設、設備を一応整備しても保守管理の甘さや、企業優先による防災投資の削減、あるいは防災思想の欠如などによる諸々の要因が完全な防火管理の前途を阻み、その歪みが火災等の事故を惹き起している悪循環を繰返す今の世相であった。

法令の規制による以前の社会生活の当然のルールとして進めるべき事象であり、眞の共同防火管理を再認識して臨むべきであろう。

消防機関自身についてもこうした観点に立脚した法の精神を十分に理解し、この事例を警鐘として今後の行政執行に活かしてゆかなければならない。

ウ 避難路を煙、ガスから防ぐための措置

今回の事件では、特別避難階段構造であるB階段が安全かつ重大なものであることを立証した。また一方では、煙、ガスの拡散、伝播等についてこれまでの事例にみられたとおり階段あるいは貫通部が問題となっていることは、管理面もさることながら、構造、施設的に法令そ及をはじめ、抜本的な安全策を講じる必要性が考えられる。

不特定多数の者を収容する施設にあっては特に構造面あるいは管理面が表裏一体となっていなければ、こうした多くの人命損傷あるいは経済損失を免れ得ない。

法令による規制、行政指導を待つまでもなく、自主的にこうした経済機構、予算措置についても再考の時機であると考える。

エ 休店、夜間等における工事中の火気規制

休店日、夜間等における工事中の失火はこれまで多くの事例をみているが、今回の事件においても、その事例に洩れず出火の動機は工事現場監督の立場にある者のたばこの吸いががらか、マッチの投捨てによるものと推定されている。改装、模様替えなどが行われる場所は必ずしも整備の完全なところとは思われないだけに、むしろ火気管理、喫煙管理は十分でなければならないはずである。業務上使用する火気は勿論、休憩時においても徹底した管理を行い二重、三重の安全策を講じたうえで施工しなければならない。





